iDeCoへの加入を検討されている方またはご加入者へ

2021年1月東京海上日動火災保険株式会社

iDeCo (個人型確定拠出年金) の各種届出書へのご記入に当たっての留意事項について

1. 各種届出書の押印が不要になりました

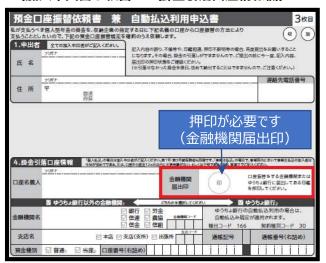
「個人型年金加入申出書」や「加入者等氏名・住所変更届」等、iDeCoに関するお手続きにおきましては、原則として書類への押印が不要になりました。ただし、加入申出書(3枚目)「預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書」の「金融機関届出印」欄には引き続き押印が必要です。

<例>

(加入申出書1枚目:1.申出者欄)



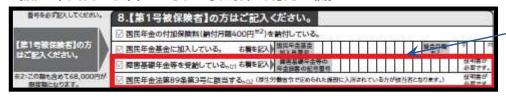
(加入申出書3枚目:4.掛金引落口座情報欄)



2. 自営業者などの国民年金第1号被保険者の皆さまへ

自営業者などの国民年金第1号被保険者の方が以下項目(枠内)に該当する場合であっても、図や「年金証書の記号番号」の記入は不要です。また証明書の添付も不要です。

(加入申出書1枚目:8.【第1号被保険者】記入欄)



記入および証明書の 添付は不要です

2021年4月1日からiDeCoにおける脱退一時金の支給要件が緩和されます。

*2017年1月1日以降に加入者資格を喪失した場合

2021年4月1日以降 現在 以下の①~⑤の全てを満たす必要があります。 以下の①~⑤の全てを満たす必要があります。 ① 国民年金の保険料免除者であること ① 国民年金の保険料免除者であること 障害給付金の受給権者でないこと 障害給付金の受給権者でないこと ③ 通算拠出期間が1か月以上3年以下であることまたは請求 通算拠出期間が1か月以上5年以下であることまたは請求 した日における個人別管理資産の額が25万円以下であること した日における個人別管理資産の額が25万円以下であること ④ 最後に企業型確定拠出年金の加入者またはiDeCoの加入 ④ 最後に企業型確定拠出年金の加入者またはiDeCoの加入 者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと 者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと ⑤ 企業型確定拠出年金からの脱退一時金の支給を受けていな ⑤ 企業型確定拠出年金からの脱退一時金の支給を受けていな いこと いこと